

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課）

項目名	勤労者財産形成貯蓄制度の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税											
要 望 の 内 容	<p>勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主が勤労者の給与から天引きする方法により勤労者が貯蓄を行う制度であり、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、利子に係る所得税は課さないこととされている。</p> <p>※一般財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の合計契約件数は約 600 万件、合計貯蓄残高は約 14 兆円（令和5年度）</p> <p>人生 100 年時代においてライフコースが多様化していることや、就労機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていること等を踏まえ、勤労者が各自の多様な退職年齢に応じて計画的に財産形成を行うことができるよう、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討が必要になっている。</p> <p>このため、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p><関係条文> 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 6 条第 2 項及び第 4 項 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 15 号）第 4 条の 2 及び第 4 条の 3</p> <table border="1" data-bbox="890 1198 1487 1350"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>一般財形貯蓄は加入開始可能年齢の定めがなく、何歳からでも新規に加入できるが、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳以上の者は新規に加入できないこととされている。</p> <p>一方で、晩婚化・晩産化、子どもの大学進学率の上昇などを背景に、資産形成を行う年齢が上昇傾向にあるとともに、高齢期の就労の拡大・長期化により、働きながら資産形成ができる期間が延びている。人生100年時代におけるライフコースの多様化や、就業機会確保の努力義務が70歳まで延びていることに対応し、財形制度においても、勤労者が各自の多様な退職年齢に応じて計画的に、住宅の取得等も含めた老後に向けた資産形成を行うことの支援が求められている。</p> <p>なお、労働政策審議会勤労者生活分科会において加入開始可能年齢の引上げを求める意見があるほか、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和6年3月15日閣議決定）」において、勤労者資産形成貯蓄制度について「政府としても後押しし、<u>資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようにすることが重要</u>」とされるとともに、勤労者資産形成貯蓄制度も含む資産形成に資する制度について「<u>高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要</u>」とされている。また、同方針では「貯蓄が生活資金の基盤であることを踏まえれば、投資については余剰資金で行うなど、貯蓄と投資のバランスに留意して資産形成に取り組むことが重要」とされている。</p>		
	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p>
		政策の達成目標	<p>勤労者資産形成促進制度の普及・活用促進を図る。（目標値：毎年度、前年度実績に変動率を乗じた数を上回る。）</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>恒久措置</p>
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	同上の期間中の達成目標	<p>—</p>	

	政策目標の達成状況	○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数				
		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		目標値	7,177,429件	6,884,982件	6,513,225件	6,156,328件
		実績値	7,107,106件	6,751,767件	6,416,704件	6,043,125件
	有効性	要望の措置の適用見込み	—			
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高齢期の就労の拡大・長期化に伴い、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討を行うものであり、勤労者が各自の多様なライフプランに応じて勤労者財産形成促進制度を利用した資産形成を計画的に行うことを可能とすることを通じて、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るといふ政策目標の実現に資するものである。			
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。			
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—			
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—			
		要望の措置の妥当性	老後に向けた家計の資産形成の環境整備のためには、資産形成において、貯蓄や投資の各制度で選択肢が十分に整備されていることが重要であり、勤労者のプランに応じた資産形成の促進が見込まれ、妥当である。			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項	租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績（金額は財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の利用実績より推計） 令和2年度 214.6万件 2,267百万円 令和3年度 202.9万件 2,249百万円 令和4年度 191.5万件 2,228百万円 令和5年度 179.1万件 2,653百万円				
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—				
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の利子非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るといふ政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。				

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成元年度税制改正要望 財形年金・住宅貯蓄契約の契約締結年齢要件の引上げ 平成8年度税制改正要望 勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約の契約締結年齢要件の引上げ</p>	